

「I 総合判定の結果」のなお書きに対する改善報告についての
審議結果

大学名：岡山大学薬学部

改善報告書提出日：2023年3月27日

本評価実施年度：2021年度

2023年7月4日

一般社団法人 薬学教育評価機構 総合評価評議会

※検討所見欄以外は提出された改善報告書のまま記載しています。

■なお書きへの対応について

(1) 評価報告書の「総合判定の結果のなお書き」において指摘された事項に関する記載がある『項目』

1 教育研究上の目的と三つの方針

3-3 学修成果の評価

(2) 指摘事項

なお、「薬学科ディプロマ・ポリシー」に掲げる「学生が身につけるべき能力」の修得度を評価するために必要となる「学修成果の評価」の在り方とその評価計画が「薬学科カリキュラム・ポリシー」に記載されておらず、「学修成果の評価」が行われていないことについては早急に適切な措置を講ずることが必要である。その進捗状況に関する報告書は、改善が認められるまで毎年提出することを求める。

(3) 本評価時の状況

「学修成果の評価」については、授業を担当する専任教員全員が参加する専門分野別カリキュラム会議（年2回開催）において、個々の教員から意見を収集し、その検証から得られた評価に基づき、次年度の改善方法等を教務委員会に上申し、教務委員会が包括的にまとめたものを教授会・教員会議にフィードバックする体制で行っていた。しかしながら、2019年度まで運用していた「薬学科カリキュラム・ポリシー」には、上述の体制を含む具体的な評価計画を明示していなかった。2020年度に改定した「薬学科カリキュラム・ポリシー」でも、学修成果の評価方法の概略を示すにとどまり、「薬学科ディプロマ・ポリシー」に掲げられた資質・能力の修得が段階的に進んでいる状況を、教育課程のどの時期にどのような方法で測定するかという評価計画は示していなかった。

(4) 本評価後の改善状況

2022年3月29日に第55回FDフォーラムを開催し、薬学教育評価の結果報告と改善が必要な事項について、薬学部内で情報共有を行った（資料1）。

また、2022年9月26日に開催された臨時教務委員会に自己点検・評価委員長が出席し、「薬学科ディプロマ・ポリシー」に掲げられた資質・能力の修得状況の評価計画であるアセスメント・プラン（議事要旨ではアセスメント・ポリシー）の策定を依頼した（資料2）。その後、教務委員会および自己点検・評価委員会が協働して案を作成し、教授会での審議・修正を経てアセスメント・プランを確定させ（資料3）、薬学部ウェブサイトで公開した（資料4）。

このように、指摘事項に対する改善策として、今年度はアセスメント・プランの策定と公開を行い、プランに基づく評価準備を進めている。「薬学科カリキュラム・ポリシー」への「学修成果の評価」の在り方とその評価計画の記載については、次年度に予定している3ポリシーの見直しに合わせて実施する予定である。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料1：第55回FDフォーラム配布資料

資料2：臨時教務委員会議事要旨

資料3：11月教授会資料および議事要旨

資料4：岡山大学薬学部ウェブサイト

(<https://www.pharm.okayama-u.ac.jp/profile/>)

検討所見

上記の『なお書き』に関して、改善報告書では2022年11月の教授会において「アセスメント・プラン」を確定させ、薬学部ウェブサイトで公開した（資料3及び4）としている。この「岡山大学薬学部薬学科アセスメント・プラン」には、「大学レベル」、「学部・学科レベル」、「科目レベル」で、それぞれアセスメントの指標となる項目と評価実施者が記載されていることは上記（5）の根拠資料から確認できた。

一方、「薬学科ディプロマ・ポリシー」に学修成果として記載された7項目からなる「5つの学士力」が、教育課程のどの時期にどのような方法でそれらの修得度を評価するか、明確な記載はなく、評価報告書（2022年3月2日作成）中に示した下記の改善すべき点1及び7に関して十分な改善が行われているとは言えない。

改善すべき点（「薬学教育評価 評価報告書（2022年3月2日）」からの抜粋）

1. 「薬学科ディプロマ・ポリシー」に掲げる「学生が身につけるべき能力」の修得度を評価するために必要となる「学修成果の評価」の在り方が、「薬学科カリキュラム・ポリシー」には記載されていないので、これらを明記するように改善する必要がある。（1. 教育研究上の目的と三つの方針）
7. 「薬学科カリキュラム・ポリシー」には学修成果の評価方法の概略は示されているが、「薬学科ディプロマ・ポリシー」に掲げられた資質・能力の修得が段階的に進んでいる状況を、教育課程のどの時期にどのような方法で測定するかという評価計画が示されていないので、教育課程の進行に対応した学修成果の評価を適切に行うよう、改善する必要がある。（3. 薬学教育カリキュラム 3-3 学修成果の評価）

以上より、本機構が指摘した問題点は改善の途上にあるものの、いまだ改善が十分に行われていないと判断する。指摘の趣旨を踏まえた改善をさらに進めることを求める。